

令和3年1月18日

広島県知事
湯崎英彦様

広島県公共事業評価監視委員会
委員長 竹田宣典

令和2年度広島県公共事業の事前評価に関する意見書について

本委員会では、広島県農林水産局及び土木建築局所管の公共事業について、「広島県公共事業評価監視委員会運営要領」第2条の5の規定に基づいて令和2年度の対象事業について審議し、別紙のとおり委員会としての意見を取りまとめましたので、ここに意見書として提出いたします。

今後の公共事業の実施に当たっては、意見書の内容を尊重いただくとともに、効率的な事業執行や透明性の確保が一層図られるよう努力していただきますようお願い申し上げます。

広島県公共事業の事前評価に
関する意見書

令和3年1月18日

広島県公共事業評価監視委員会

広島県公共事業評価監視委員会委員名簿

委員長	たけだ のぶふみ 竹田 宣典	広島工業大学大学院教授
	うめつ たかし 梅津 貴	中国経済連合会理事
	かわい けんじ 河合 研至	広島大学大学院教授
	ふじわら まゆみ 藤原 真由美	税理士
	みやの げんそう 宮野 元壮	元神石町長
	わたなべ かずなり 渡邊 一成	福山市立大学大学院教授

はじめに

本委員会は、公共事業の効率性や実施過程の透明性の向上を図るため、知事の諮問機関として平成10年8月に設置され、委員会では、平成10年度から令和2年度まで、累計で432事業の再評価対象事業を審議してきた。

一方で、近年、本県の公共事業について、事業着手後に事業費が大幅に増額となる事案が生じていることに対し、県民からより一層適正な事業の執行を求められていることから、本委員会において、公共事業の事業着手前の段階で、事業計画の妥当性や投資規模、効果等を客観的に評価する事前評価を今年度から新たに実施し、更なる事業の効率性及び実施過程の透明性の向上を図ることとした。

今年度は、土木建築局所管の2事業について、広島県公共事業評価監視委員会運営要領（以下「運営要領」という。）第2条に基づき、審議を行ったところである。

令和3年1月5日付けで依頼された書面審議において、各事業に関する詳細な資料をもとに、県の事業担当部局の説明を聴取しながら、慎重に審議を行った。

この意見書は、委員会の総意として、その結論をとりまとめたものである。

なお、この間、県の事務担当部局並びに各事業担当部局の関係各位に、資料の作成及び事業の説明等で御尽力をいただいたことに対し、この紙面を借りて謝意を表する次第である。

令和3年1月18日

広島県公共事業評価監視委員会

委員長 竹田 宣典

1 事前評価の実施事業

事業区分	事業名	施設名等	事業箇所の市町名	所管局・課名	
				局	課
道路	道路改良	主要地方道 松永道線	福山市	土木建築	道路整備課
河川	河川改修	二級河川 野呂水系 中畑川	呉市		河川課
土木建築局所管事業				合計	2事業

2 審議等の経過

第51回委員会【書面審議】

内容

事前評価対象となる令和3年度に新規着手予定の土木建築局所管2事業について、事業ごとに事業概要、事業効果及び費用対効果、事業を巡る社会経済状況、事業計画の検討状況、地元市町の要望、その他について、資料により事業担当課から事前説明を受け、それに基づいて事業計画及び事業着手の妥当性について審議した。

意見書については、書面審議により提出された各委員の意見を基に委員長が意見書を作成し、知事に提出することで合意がなされた。

I 道路改良事業：主要地方道 鞆松永線

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 福山市鞆町
- ② 規模等 道路延長：2,300m 車道幅員：6.0m(全幅員：7.5m)
- ③ 全体事業費 110億円
- ④ 工期 令和元年度～令和5年度

(2) 審議内容

① 事業の内容と必要性

主要地方道 鞆松永線は、福山市鞆町と松永町を結ぶ幹線道路であり、観光地である鞆の浦や内海町、沼隈町がある沼隈半島地域と、国道2号及び山陽自動車道を接続する幹線道路である。

鞆地区は、江戸時代からの町並みや港の風景など貴重な歴史的文化的遺産を有し、国の重要伝統的建造物群保存地区や日本遺産に認定される一方、町中を通る現道は、幅員が狭く対向車との離合が困難なほか、鞆小学校の通学路として指定されているものの、通学路合同点検において現道の危険箇所の存在が報告されている。

このため、通過交通の流入抑制による町中交通量の削減や通学路の安全確保、観光周遊を促す道路ネットワークの形成等を目的として、当事業を推進していく必要がある。

② 事業を巡る社会情勢

鞆地区道路港湾整備事業については、昭和58年12月の埋立架橋計画策定後、平成19年5月に埋立願書を出願した。その後、差し止め訴訟が提訴されるなど、問題解決が進まない状況にあった。

平成24年6月に「生活利便性や安全確保」と「景観保全」とを、両立させながら住民ニーズを最もバランスよく満たすことができるものとして、「埋立架橋計画」から「山側トンネルを含むバイパスや交通・交流拠点の整備などの総合対策」へ方針転換している。

③ 事業計画の検討状況

現計画の代替案としては、鞆港内を一部埋立て、橋梁を架け、平地区と鞆地区を結ぶ「埋立架橋」と、現道沿いに道路を拡幅し、平地区と鞆地区を結ぶ「現道拡幅」がある。

「埋立架橋」は湾内景観を不可逆的に改変し観光面で中長期的にマイナスのインパクトを与えることや、「現道拡幅」は重要伝統的建造物群保存地区に選定された歴史的な街並みに大きな影響を与えることとなる。

現計画は、これらの影響を避けるとともに、町中の交通量を減らすためのバイパス機能を有しており、総合的に最も妥当である。

④ 事業整備による効果及び費用便益比

当該事業の実施により、通過交通の流入抑制による町中交通量の削減、安全性・定時性の確保、災害時等における交通負荷の軽減、観光周遊ネットワークの形成などの効果が期待できる。

費用便益比B/Cについては、「費用便益分析マニュアル(H30.2国土交通省道路局 都市・地域整備局)」に準拠して行われた分析によれば、評価期間を供用開始後の50年間、社会的割引率を4.0%とした結果、今回B/C(総便益(B):101.8億円、総費用(C):92.7億円)は、1.1となっている。

⑤ 市町からの要望

地元の福山市からは、当該事業を含む「鞆町のまちづくりの推進」について、強く要望されている。

また、福山市が住民と一体となって作成した「鞆まちづくりビジョン」において、当事業は安心・安全に暮らし続ける環境づくりの一環に位置付けられており、鞆のまちづくりを進めていくうえで必要不可欠な事業とされている。

(4) 結論

事業計画の内容及び事業の必要性と費用便益費を勘案し、当該事業の着手については適当と判断する。
関係各位には、予定としている令和5年度までに事業を完了させ、計画どおりの事業効果が得られるよう努力をお願いします。

Ⅱ 河川改修事業：二級河川野呂川水系中畑川

(1) 事業概要

- ① 事業箇所 呉市安浦町
- ② 規模等 改修延長：1.4km
- ③ 全体事業費 51.8億円
- ④ 工期 令和3年度～令和32年度

(2) 審議内容

① 事業の内容と必要性

野呂川水系の支川である中畑川は、呉市安浦町市街地に流れ込む二級河川であり、沿川に人口、資産、都市機能が集中しており、治水防災上、重要な河川である。しかし、現状では計画流量に対し河川断面が大幅に不足し、平成30年7月豪雨時にも多くの家屋浸水被害が発生しており、河道の拡幅及び掘削により河道断面を拡大し、洪水に対する安全性を高める本事業が必要である。

② 事業を巡る社会情勢

安浦町内には、家屋や公共施設が多く立地しており、JR安浦駅（JR呉線）や一般国道185号、主要地方道矢野安浦線等の主要な交通網も整備されている。

③ 事業計画の検討状況

現況河川の法線を基本とし、用地買収等が少ない河川計画となっており、現計画は妥当である。

④ 事業整備による効果及び費用便益比

平成30年7月豪雨時には、約60haの家屋浸水被害が発生したが、当該事業の実施により、同規模の洪水に対して、再度災害の防止が期待できる。

費用便益比 B/C については、「治水経済調査マニュアル（案）（R2.4 国土交通省 水管理・国土保全局）」に準拠して行われた分析によれば、評価期間を治水施設の整備期間と治水施設の完成から50年間、社会的割引率を4.0%とした結果、今回 B/C（総便益（B）：11,322 百円、総費用（C）：3,309 百円）は、3.4 となっている。

⑤ 市町からの要望

地元の呉市からは、当該地区は、平成30年7月豪雨において、甚大な家屋浸水被害等に見舞われており、地域住民の生命財産を守るために、早期事業化、事業着手を要望されている。

(4) 結論

事業計画の内容及び事業の必要性と費用便益費を勘案し、当該事業の着手については適当と判断する。

なお、本事業は、今後予想される豪雨時の洪水対策として急務の事業であるため、土砂、流木の撤去などの復旧工事と、河川氾濫防止などの恒久的な工事を組み合わせるなど、早期に事業効果の発現を図りたい。

おわりに

今年度の事前評価の審議の結果、本委員会は、対象となった2事業のいずれも事業の新規着手を認める旨、提言することとした。

対象事業について、事業計画の妥当性及び事業の必要性、費用対効果等から詳細に審議を行い、それぞれの事業の着手については適当と判断するに至ったが、本意見書では、審議の過程における事業に対する意見についても併せて述べているので、今後の事業執行において、ご留意いただきたいと考える。

公共事業については、限られた予算の中で、適正な投資額で最大限の事業効果が発揮されるよう、事業着手の前段階において、社会・経済状況や費用対効果、事業費の変動リスク等を勘案し、代替案も慎重に検討した上で、適正な事業計画を策定することが求められる。

本委員会としては、今後とも、新規着手予定事業に係る事業計画の内容や検討状況を厳格に評価していくことになるが、事業主体者である貴県におかれては、今後の事業執行において、適正な事業計画のもとで効率的に進められるよう強く要望する。